

新型コロナウイルス感染症  
県立学校対応マニュアル

<改訂第5版>

福島県教育委員会

(令和3年9月10日現在)

## < 目 次 >

1	新型コロナウイルス感染症について	1
	(1) 新型コロナウイルス感染症の基本的理解	
	(2) 感染経路	
	(3) 対応の指針	
2	学校における感染症対策	1
	(1) 基本的な感染症対策	
	(2) 児童生徒・教職員の健康観察の徹底	
	(3) 集団感染に対する対策	
	(4) 県外との往来について	
3	出席停止・臨時休業について	5
	(1) 児童生徒・教職員に濃厚接触者が発生した場合	
	(2) 児童生徒・教職員に感染者が発生した場合	
	(3) 学校再開にあたっての対応	
	(4) 地域における感染者状況による学校の対応	
4	心のケアや規則正しい生活習慣・体力向上等について	9
5	感染者・濃厚接触者に対する偏見や差別の未然防止	9

\*補足資料1 「学校における教育活動再開について」(令和2年3月24日 元教健第1009号)

\*補足資料2 「新型コロナウイルス感染症対策のための児童生徒の健康観察について」

(令和2年4月10日 2教健号外)

## I 新型コロナウイルス感染症について

### (1) 新型コロナウイルス感染症の基本的理解

コロナウイルスは発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染するものは6種類あることが分かっている。そのうちの2つは、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスが含まれている。残り4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10～15%（流行期は35%）を占める。

新型コロナウイルス感染症は、昨年12月、中国湖北省武漢市において確認されて以降、中国を中心に感染が国際的に広がりを見せており、世界保健機関（WHO）は、1月30日新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言した。

世界保健機関（WHO）のQ&Aによれば、現時点の潜伏期間は1～14日（一般的には約5日）とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されている。

無症状病原体保持者からの感染を示唆する報告もみられるが、現状ではまだ確実なことはわかっていない。

### (2) 感染経路

現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられている。

#### ◎飛沫感染

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染する。

☆主な感染場所：人が多く集まる場所

#### ◎接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付く。他者がその物を触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触って粘膜から感染する。

☆主な感染場所：電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなど

### (3) 対応の指針

本マニュアルの基礎となる資料になっておりますので、ご確認ください。

・厚生労働省：新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617992.pdf>

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月22日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000624048.pdf>

・文部科学省

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

## 2 学校における感染症対策

### (1) 基本的な感染症対策

基本的な感染症対策のポイントである「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」を踏まえた取組を行う。

#### ①感染源を絶つ

家庭と連携した検温や風邪症状の確認などの健康観察を行うことにより、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底する。教職員につい

ても同様の対応とする。

※ 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」P27～28 参照

#### ②感染経路を絶つ

手洗いや咳エチケットを徹底する。また、学校医及び学校薬剤師などと連携して保健管理体制を整え、教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、定期的（朝、清掃時など）に消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

※ 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」P29～36 参照

#### ③抵抗力を高める

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

#### ④具体的な対応

学校で行う具体的な対応例としては、以下のものが挙げられる。

- 毎朝の検温と風邪症状の確認  
→症状があるときは休ませる。（出席停止扱い）
- 手洗い、咳エチケットの徹底  
→近距離でのマスク使用、共用用具等の使用後の手洗い等
- “3密”を避ける工夫  
→換気の徹底（休み時間毎に、または授業中も2方向開放）  
→手が届かない距離の確保（座席配置、食事時など）
- 偏見や差別の防止

### （2）児童生徒・教職員の健康観察の徹底

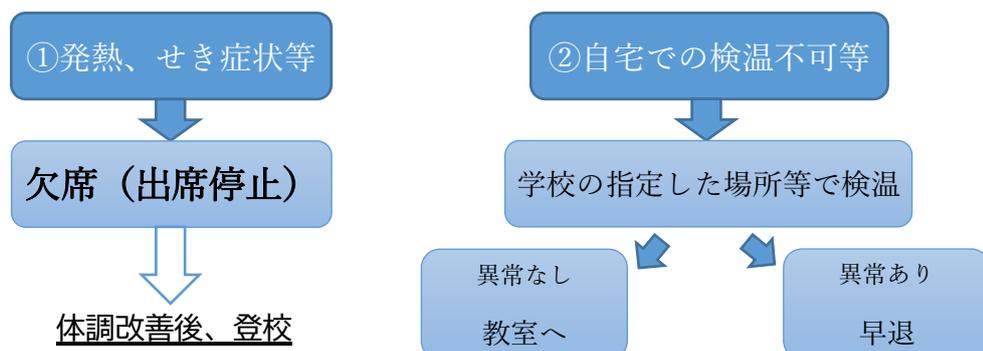
補足資料1「令和2年3月24日付け 元教健第1009号」の通知内容を踏まえ、家庭等での健康観察について下記のとおり対応する。教職員についても、「令和2年4月9日付け 2教福第16号 教職員の健康管理のための体温・体調チェックについて」の通知内容に従って健康観察を行うとともに、下記に準じて児童生徒と同様の取り扱いをする。なお、この場合の教職員の休暇については、特別休暇として扱う。

（令和2年4月23日付け 2教総第72号・2教職第90号・2教義第230号・2教高第154号・2教特第122号

「新型コロナウイルス感染症に係る職員の服務について（通知）」を参照）

#### ①原則：登校前に家庭で検温を実施し、症状があれば登校を控える。

#### ②自宅での検温ができない場合や、登校後発熱等の症状が見られた場合の対応



## ※ **相談・受診の流れ**

風邪のような症状、発熱、強いだるさ・息苦しさなどの症状がある場合、原則として、**かかりつけ医等の身近な医療機関に電話で相談し、受診する。**

相談する医療機関に迷った場合は、「受診・相談センター」へ連絡する。

### ○受診・相談センター

連絡先 0120-567-747（フリーダイヤル・24時間受付）

### ○一般相談（コールセンター）

連絡先 0120-567-177（フリーダイヤル）

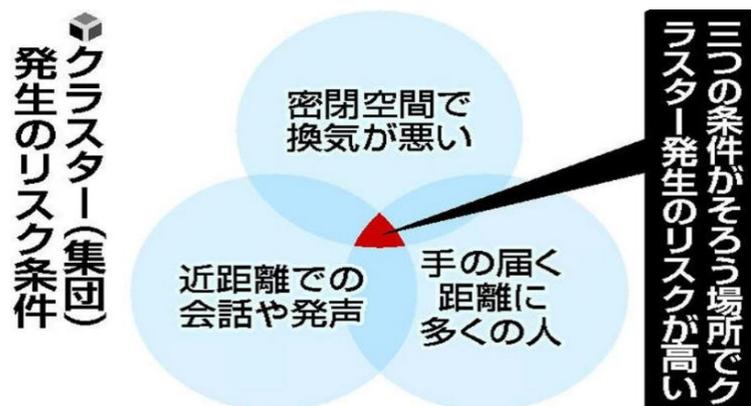
（受付時間：平日 8時30分～21時 土日祝日 8時30分～17時15分）

## \*補足資料2「新型コロナウイルス感染症対策のための児童生徒の健康観察について」

（令和2年4月10日 2教健号外）

健康観察について、「健康観察シート」を参考に家庭と協力して実施する。各校で連絡帳やそれに類するものがある場合は、代用するなど工夫して対応する。

## (3) 集団感染に対する対策



感染症の専門家会議が示した見解では「集団感染が確認された場の共通点」として、上記の3つの条件がそろった場所での発生リスクが高いとの見解が示されている。従って、3つの条件を回避する取組が重要である。

なお、補足資料1「学校における教育活動の再開について」（令和2年3月24日 元教健第1009号）の通知内容を踏まえ、適宜、必要な対応をとる。

### ① 換気の徹底等の措置

ア) 休憩時間毎に、窓やドアを開けて教室内の換気を行うこと。

2方向の窓を同時に開けることが望ましい。また、授業時間中も可能であれば常時換気を行う。

イ) 人の密度を下げるために、教育活動上できる工夫を行うこと。

座席配置の工夫や近距離での会話や発声等が必要な場面では、マスク着用や咳エチケット等を指導する。

ウ) こまめな手洗いを励行すること。

効果的な手洗い方法について指導し、休憩時間等にこまめに手洗いするよう声かけする。

## ② 配慮すべき活動等

### ア) 部活動、クラブ活動等

感染リスクの高まる3つの条件が同時に重ならないよう、実施内容や方法を工夫する。

児童生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間での利用や一斉に利用しないことなどに留意し、大会等への参加は自粛する。また、発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。

なお、本人、保護者の意向を尊重し、参加を強要しない。

### イ) 学校行事等

感染防止に努め、実施時期の延期や、実施形態、実施方法を工夫したりするなどの検討をする。

### ウ) 学習活動等について

児童生徒が授業を十分に受けることができなかつたことによって、学習に著しい遅れが生じることがないように、計画的に補充学習を進める。

### エ) 学校給食に関すること

給食については、施設内の消毒やチェックリストに基づいた衛生環境の確認を十分行うとともに、継続して衛生管理に最大限の注意を払う。

給食の配食を行う児童生徒や教職員の服装や手洗い等を点検するとともに、配膳台や机上など教室内の衛生にも注意する。さらに、児童生徒等全員の食事前の手洗いの徹底や、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなど飛沫を飛ばさないための対応を行う。

※ 参 考	登校時	家庭での検温・健康観察（体調不良時の連絡等）
	ホームルーム等	健康観察（健康観察簿・健康観察カードへの記入） ＊必要に応じて学校医への連絡
	午前の授業等	換気、手洗い指導 授業形態等の工夫 咳エチケット等の指導
	給食・昼食の時間	前述「エ 学校給食に関すること」に準じる
	午後の授業等	換気、手洗い指導 授業形態等の工夫 咳エチケット等の指導
	清掃時	アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等による消毒 （ドアノブ等） ＊午前中、昼食前など、1日1回以上こまめに消毒することが望ましい。
	下校時	諸注意事項などの連絡

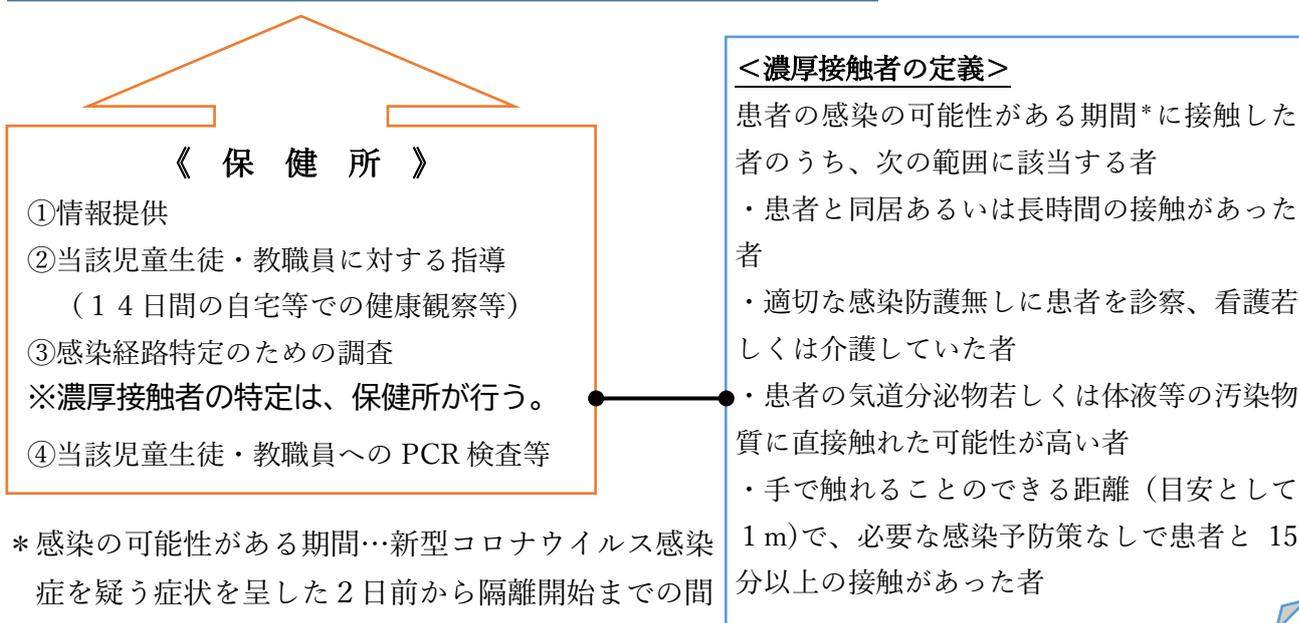
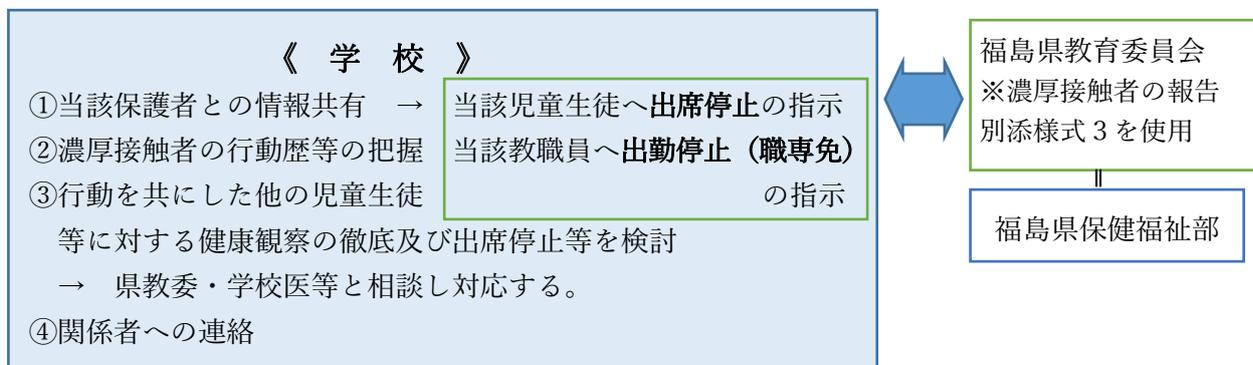
## (4) 県外との往来について

修学旅行や部活動における遠征等において県外へ往来する際の感染対策として、相対的に感染リスクの高い地域に移動する場合等には、移動後2週間の行動歴を記録するなど、感染拡大のリスクを最小限にすること。

### 3 出席停止・臨時休業について

新型コロナウイルス感染症の対応については、県教育委員会と相談する。

#### (1) 児童生徒・教職員に濃厚接触者が発生した場合



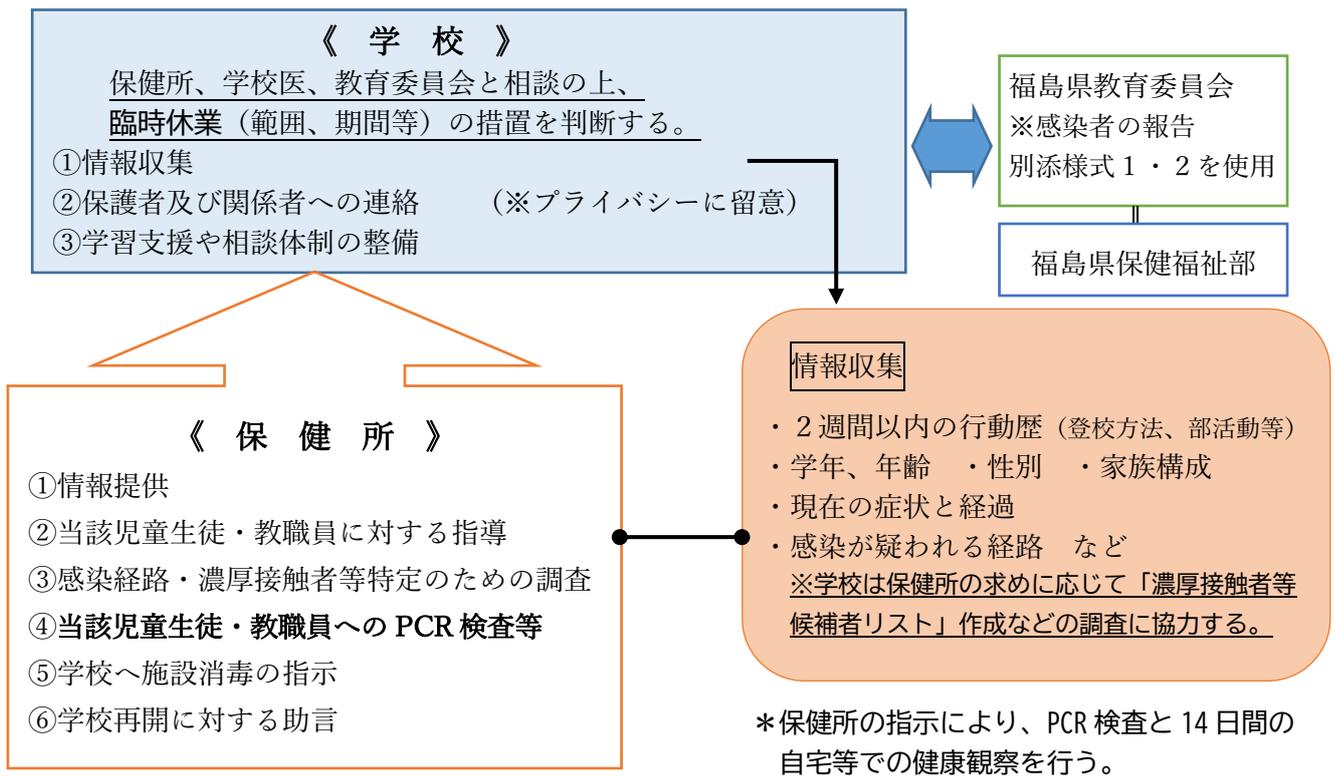
#### ＜出席停止等の取扱いと「学校等欠席者・感染症情報システム」の入力について＞

校長は、以下の理由により出席停止の判断をする。その際、保健所や学校医、主治医等の指示や助言を得る。

- ① 児童生徒等本人の感染が判明した場合
- ② 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合
- ③ 医療的ケア・基礎疾患等のため登校すべきでない判断した場合
- ④ 児童生徒本人が、発熱等の風邪の症状により自宅休養している場合
- ⑤ 感染がまん延している地域において、同居する家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
- ⑥ 感染が不安で休ませたいと相談があり、合理的な理由があると校長が判断した場合

以上の出席停止措置をとった場合は、「学校等欠席者・感染症情報システム」へ速やかに入力すること。

## (2) 児童生徒・教職員に感染者が発生した場合



「濃厚接触者等候補者リスト」には、以下の者を含める。

### ①濃厚接触者の候補者

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

### ②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補（接触者）

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

\*緊急事態宣言対象地域等で保健所の業務が逼迫している場合など、速やかに保健所に提出することが求められる。

< 臨時休業の考え方 > ※当該児童生徒・教職員が感染の可能性がある期間に、学校内で活動していた場合

児童生徒・教職員に  
感染者が発生

保健所、学校医、教育委員会と相談の上、状況に応じて対応する。

濃厚接触者の特定や濃厚接触者・接触者等の検査結果が判明するまで、  
学校内の消毒、情報収集等のため、  
必要に応じて臨時休業を行う。

(上記以外の)臨時休業を行わない場合

一定期間、臨時休業を行う場合

<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校内での活動範囲が狭い</li> <li>・濃厚接触者が少ない</li> <li>・地域の感染レベルが低い</li> <li>・学校内で感染拡大するリスクが低い</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者が学級や学年内で複数発生している</li> <li>・濃厚接触者が多い</li> <li>・感染者の周囲に未診断の風邪等症状を有する者が複数いる</li> <li>・学校内での活動範囲が広い</li> </ul> <p>(感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで、近距離での接触があった等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の感染拡大が見られる</li> </ul> <p>等</p>
---	---

状況を踏まえて、保健所等と相談して判断

感染者・濃厚接触者等の  
出席停止

学級閉鎖

学級内で感染が広がっている  
可能性が高い場合

学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど  
学年内に感染が広がっている  
可能性が高い場合

学校全体の  
臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど  
学校内に感染が広がっている  
可能性が高い場合

\* 文部科学省のガイドラインにおいては、緊急事態宣言対象地域等では、濃厚接触者等の特定やその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間を全体として概ね数日～1週間程度としており、この期間を学級閉鎖等とすることが考えられる。また、同ガイドラインにおいて、把握された全体像の状況によって感染が拡大している可能性が高い場合に加えて行う学級閉鎖の期間の目安を5～7日程度と示しているが、各地域等の状況が異なるため、それぞれ管轄の保健所等との相談により日数等を判断する。

### (3) 学校再開にあたっての対応

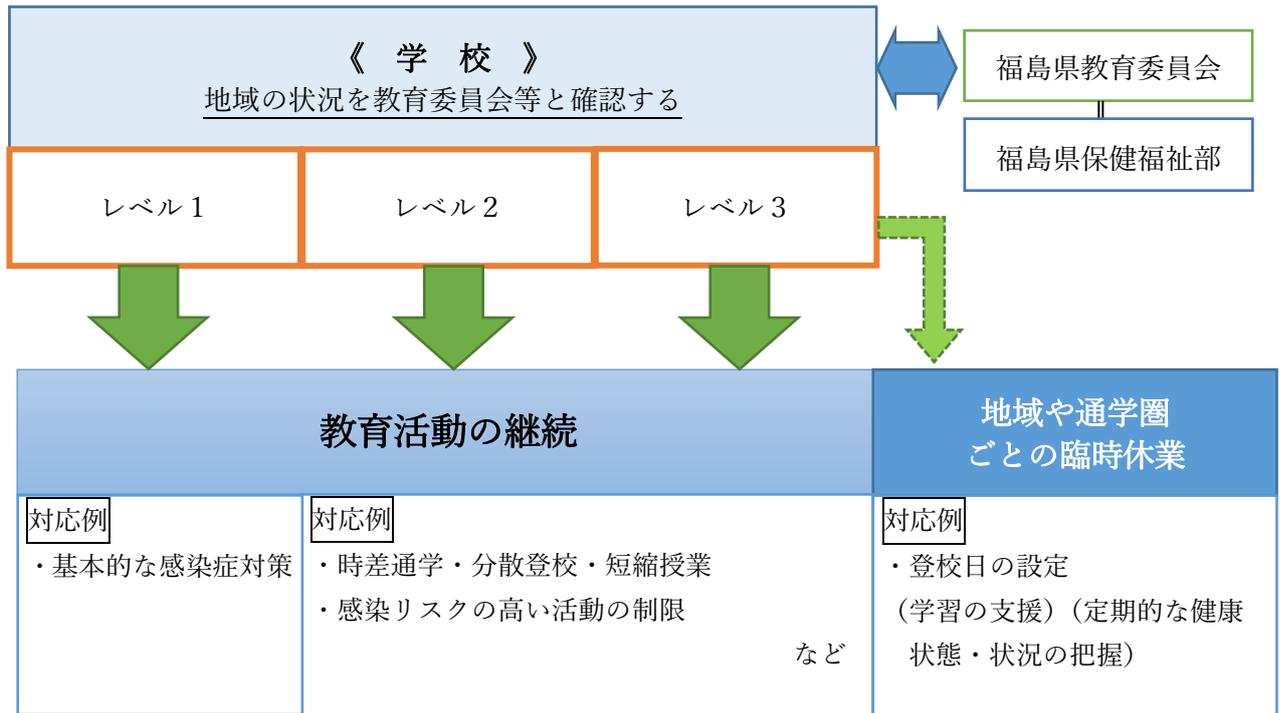
#### 《 学 校 》

- ①保健所の指示による学校施設の消毒
- ②保護者へ通知
- ③感染防止対応の整備
- ④児童生徒の学習支援、教育相談等のサポート体制の整備

福島県教育委員会

福島県保健福祉部

#### (4) 地域における感染者状況による学校の対応



\* 1 : 臨時休業については、次の事項を総合的に判断して決定する。

- 地域や児童生徒等の通学圏ごとのまん延状況（新規感染者数、リンクなし感染者数、クラスターの発生状況等）
- 人の移動などの地域特性による感染リスク（隣接県の感染状況等）
- 緊急事態宣言等に基づく要請

\* 2 : 地域とは、保健所の管轄区とする。

<参考> 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (2021.4.28 Ver.6)」から

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症分科会提言（※）における分類		
レベル 3	ステージ IV	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	（病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が派生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。）
レベル 2	ステージ III	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	（ステージIIと比べてクラスターが広範囲に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。）
	ステージ II	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	（3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療体制への負荷が蓄積しつつある。）
レベル 1	ステージ I	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	

※ レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主幹部局と相談の上、学校の設置者において判断すること。

#### **4 心のケアや規則正しい生活習慣・体力向上等について**

児童生徒の生活習慣の乱れや運動不足が懸念されていることを踏まえ、学級担任や養護教諭等を中心とした健康観察などから児童生徒等の状況を的確に把握し、家庭と連携・協力しながら、生活習慣改善にむけた取組を推進するとともに、運動する機会を意図的に設定するなどの必要な措置を講じる。

[健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援]

- ア 担任などによる観察や児童生徒との面談
- イ 管理職への報告及び生徒指導委員会でのケース会議
- ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携
- エ 必要に応じて関係機関との連携

#### **5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の未然防止**

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行い、感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別が生じないようにする。

- 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷被害の相談窓口(福島県)  
連絡先 024-521-8647(受付時間：平日 9時～17時)